

議案第 73 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する
条例案

特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように定めるものとする。

平成 29 年 12 月 19 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(昭和48年桐生市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「においては」を「には」に、「100分の205」を「100分の210」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)及び附則第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成27年桐生市条例第3号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧桐生市教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和48年桐生市条例第34号)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(旧桐生市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成27年桐生市条例第3号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧桐生市教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和48年桐生市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第4条 特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧桐生市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「においては」を「には」に、「100分の205」を「100分の210」に、「100分の230」を「100分の225」に改める。

(旧桐生市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正に伴う給与の内払)

第5条 附則第3条の規定による改正後の特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第2項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた旧桐生市教育委員会教育長の給与に関する条例(以下「改正後の旧条例」という。)の規定を適用する場合には、附則第 3 条の規定による改正前の特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例等の一部を改正する等の条例附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧桐生市教育委員会教育長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の旧条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第 6 条 附則第 2 条及び第 5 条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

議 案 説 明

議案第 73 号 特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する条例案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に準じ、特別職の常勤職員の期末手当の支給月数について所要の改正を行おうとするものです。